

非常発電機の動作試験に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

非常発電機の動作試験に関する事項

改正理由

近年、ある船舶において、非常用負荷の起動確認を行った際に、特定の負荷が起動できなかった事例が報告された。調査の結果、本事例は負荷の起動時に瞬時ではあるが大電流が流れ、大きな電圧降下が発生していたことが原因であると推定された。

本会規則においては、非常発電機の容量に関し、SOLAS 条約第 II-1 章第 43.2 規則に基づき、いかなる状態においてもすべての負荷が確実に動作するよう給電できるものとしなければならない旨規定している。また、当該要件の確認及び検査として、給電負荷に対する発電機容量の適性を電力調査表の資料により確認するとともに、水抵抗等による全負荷試験の実施を要求している。

上記の事例は、これまでに経験のない特殊な事例ではあるものの、負荷の起動方式によっては、今後も起動時において瞬時に大きな電圧降下が発生する可能性があることから、非常発電機による非常用負荷の起動を確実にするために、実負荷への給電による負荷試験を実施し、負荷の動作を確認する必要があると考える。

今般、全負荷試験に加えて、当該負荷試験を実施する旨関連規定を改めた。

改正内容

船内試験における非常発電機の動作試験においては、実負荷への給電による負荷試験を実施する旨規定した。